**平成２２年（フ）第１９３９号**
名古屋市港区神宮寺２丁目306番地の２
債務者　金城　道正
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２０１２号**
名古屋市千種区自由ヶ丘３丁目１番６―303号はざま荘
債務者　青木　　享
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第６８号**
長崎県島原市有明町湯江乙1594番地１
債務者　酒井　和幸
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第６９号**
長崎県島原市有明町湯江乙1594番地１
債務者　酒井　良子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第７０号**
長崎県雲仙市小浜町北野234番地１、前住所長崎県諫早市立石町1027番地２
債務者　一明　東吾
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第７２号**
長崎県島原市弁天町１丁目97番地
債務者　松原　新一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第７５号**
長崎県南島原市布津町乙402番地48
債務者　猿渡　夕紀
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第９７号**
青森県八戸市大字是川字鍛冶畑７番地71
債務者　柳田　政明
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１７２号**
青森県三戸郡三戸町大字川守田字柏梨26番地９
債務者　工藤利津男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１８９号**
青森県八戸市東白山台４丁目32番18号　セレア白山台Ａ102、前住所青森県三戸郡南部町大字福田字町頭30番地２
債務者　工藤　涼子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第２０５号**
青森県八戸市大字八幡字五日町18番地
債務者　上野　正明
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第１５５号**
松江市西持田町984番地２
債務者　石橋　和也
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１６０号**
島根県安来市荒島町2307番地
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８３２号**
愛知県東海市高横須賀町１丁目84番地
債務者　田中　治夫
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２００３号**
名古屋市名東区大針１丁目26番地　ビューテラス大針103号
債務者　依田智恵子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２１２２号**
名古屋市南区柴田本通１丁目12番地の２　ソアレシバタ６Ｅ号
債務者　金城　　恵
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８２号**
福岡県行橋市西宮市５丁目31番23号グランチェスタメゾン103号室
債務者　原　めぐみ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成２２年（フ）第１８８０号**
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目40番10号　コーポ土屋302号室
債務者　上妻　辰哉
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部